

2025 年 4 月 24 日

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の
施行に伴う国土交通省・厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案」への意見

一般社団法人 くらしサポート・ウィズ
理事長 吉中由紀

当法人は、家族や夫婦、住まい、金銭問題等くらし全般に対する無料の電話相談を中心に、居住支援事業や若者支援事業などを通して、様々な困難を抱えた人達へ寄り添った取り組みを行っています。2019年に居住支援法人として都からの指定を受け活動すると共に、住宅確保要配慮者の住まい確保や居住継続のために取り組む団体等の相互の交流・研鑽の機会を提供し、関連省庁と共に課題を協議し解決策を構築する全国協議会の事務局も担っています。また、若者支援では、困難を抱える若者への奨学金伴走支援や就労支援、非営利セクターと連携したインターンシップを行っております。

この度の住宅セーフティネット法等の改正及び関連省令案の整備は、住宅確保要配慮者の居住支援強化に向けた重要な一歩であり、特に居住サポート住宅制度の創設や支援法人制度の共管化などを評価いたします。しかしながら、東京都における居住支援の現場の実情に鑑みると、制度の実効性を高め、持続可能なものとするためには、いくつかの課題と改善の必要性を感じています。以下、省令案の各項目に関連付け、現場の課題認識に基づき意見と提案を述べさせていただきます。

2. 概要 住宅セーフティネット法共管省令の一部改正関係

(2) 居住安定援助賃貸受託事業（居住サポート住宅制度の認定制度）について

4 規模の基準について

大家に対する情報提供の強化を求めます。

円滑入居賃貸住宅や居住サポート住宅の床面積基準が緩和され、シェアハウスや共用部分の活用などを条件に緩和規定が設けられたことは、住宅確保要配慮者に対応した住宅供給を後押しするものと考えます。ただし、東京都においては既に基準緩和にも着手していましたが、セーフティーネット住宅の増加にはつながっていないという状況があります。その一因として、不動産所有者（大家）に十分な情報が行き届いていないことが挙げられます。

今回の面積基準の緩和にとどまらず、不動産所有者（大家）に対する税制優遇や補助金制度など大家への支援策を考えることが更なる住宅供給の促進につながるとともに、その情報提供の強化も求めます。

10 居住安定援助の提供の対価等の基準と負担について

公的資金の導入を求めます。

支援の対価を要配慮者が支払わなければならないという構造については、そもそも困難な状況下にある方が多い中、要配慮者の負担が大きくなる可能性があります。また、事業者にとっては利益が生み出しにくいという懸念が考えられ、本制度が広がらない可能性も懸念されます。そのため、居住サポート住宅における支援の対価については利用者負担を軽減するための公的資金の活用を求めます。

以上